

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理に関する政令案
について（概要）

1. 改正の背景

本年 6 月、今日の情報通信技術の進展状況に鑑みて、経済社会の生産性向上や国民の利便性向上を図るために、書面の掲示等を義務付ける法律を一律に見直すこと等を内容とする、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「一括法」という。）が成立した。これを踏まえ、国土交通省が所管する 4 政令について、同法の施行に伴う所要の規定の整理を行うものである。

2. 改正の概要

国土交通省が所管する以下の 4 政令について、一括法の施行に伴う土地区画整理法等における条項ずれの反映等の改正を行う。

- ・土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）
- ・新都市基盤整備法施行令（昭和 47 年政令第 431 号）
- ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和 50 年政令第 306 号）
- ・日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成 17 年政令第 203 号）

3. 今後の予定

公 布：令和 5 年 1 2 月 6 日

施 行：令和 6 年 4 月 1 日